

警報発令時についての連絡事項

岡山県立高梁城南高等学校 教務課

※ 警報（特別警報を含む）が発令されている場合、次のように行動しなさい。

1) 「高梁市」「新見市」「総社市」のいずれかに

6：30現在で警報が発令されている場合は臨時休校とする。

6：30以降、学校の始業8：35までに警報が発令された場合は、臨時休校とするので、登校中の生徒は安全に配慮し、速やかに帰宅すること。

2) 1) の3市以外の市町村に

6：30現在で警報が発令されている場合は、その市町村に居住している生徒のみ自宅待機（自宅学習）とし、出席扱いとする。

6：30以降、学校の始業8：35までに警報が発令された場合は、その市町村に居住している生徒のみ自宅待機となるので、その市町村に居住している生徒で登校中の生徒は安全に配慮し、登校または帰宅のこと。帰宅後は自宅待機（自宅学習）とし、出席扱いとする。

3) 学校の始業8：35以降に警報が発令された場合は、学校の判断・指示に従うこと。

* 警報：暴風・大雨・大雪・暴風雪・洪水